

# 経済財政運営と改革の基本方針 2026（抜粋）

（引用元：「経済財政運営と改革の基本方針 2026」令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）

## 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

### 1. 「強い経済」の実現

#### （3）強い地域経済の構築

##### （賃上げ環境整備）

2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 % 程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025<sup>1</sup>）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」<sup>2</sup>に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高 1 ～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」<sup>3</sup>を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」<sup>4</sup>により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）。

<sup>2</sup> 令和 8 年 6 月 24 日に、中小企業庁が策定・公表。

<sup>3</sup> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等において策定。

<sup>4</sup> 令和 8 年 4 月 6 日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

3 要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針 2025 の記載も踏まえて対応する。

### 3. 国民の安全・安心の確保

#### (4) 外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」<sup>5</sup>に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（JESTA）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、JESTA の 2028 年度中の導入に向けた準備作業や D X の推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」<sup>6</sup>を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026 年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を 2026 年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法<sup>7</sup>の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

## 第 3 章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

### 1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

（経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換）

<sup>5</sup> 令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

<sup>6</sup> 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」(令和 8 年 5 月 22 日公表)。

<sup>7</sup> 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）。

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和 8 年度当初予算<sup>8</sup>から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。  
(後略)

### 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

#### (4) 持続可能な地方行財政基盤の強化

人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して<sup>9</sup>、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和 8 年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。(後略)

## 第 4 章 当面の経済財政運営と令和 9 年度予算編成に向けた考え方

### 2. 新たな予算編成の在り方と令和 9 年度の基本方針

政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和 9 年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。

概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。

<sup>8</sup> 令和 8 年度地方財政計画を含む。

<sup>9</sup> 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。